平成２１年（フ）第１４１８３号
東京都足立区新田３丁目35―21―509　高木方
債務者　堀田　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１８６号
東京都新宿区百人町１丁目７―19　葉留方
債務者　橋本　清孝
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１８７号
東京都墨田区墨田４丁目31―６―301
債務者　福田　静江
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１８８号
東京都大田区池上５丁目18―９
債務者　森岡　　猛
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１９２号
埼玉県さいたま市桜区田島６丁目２―１―101
債務者　苅部　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１９３号
埼玉県越谷市大字大里344―５
債務者　八巻かおり
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１９４号
福島県いわき市小名浜岡小名３丁目１―12―202
債務者　馬上　　洋
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１９５号
東京都中野区南台３丁目33―13
債務者　小林　政章
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２０１号
千葉県柏市青葉台２丁目８―４
債務者　水野さとみ
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２０２号
東京都足立区千住元町34―４―1205
債務者　磯瀬　安生
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２０４号
埼玉県川口市並木３丁目15―７―908
債務者　村田　　薫（旧姓三國）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２０５号
東京都葛飾区西水元１丁目24―７―202
債務者　室田　英文
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２１９号
埼玉県さいたま市北区吉野町１丁目413―17
債務者　奥山　幸江
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２２０号
千葉県佐倉市上志津原334―211
債務者　高橋　英明
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２２１号
埼玉県川越市新宿町３丁目20―６―315
債務者　古畑　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２２７号
東京都江戸川区江戸川３丁目43―８―105
債務者　小高　利子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部